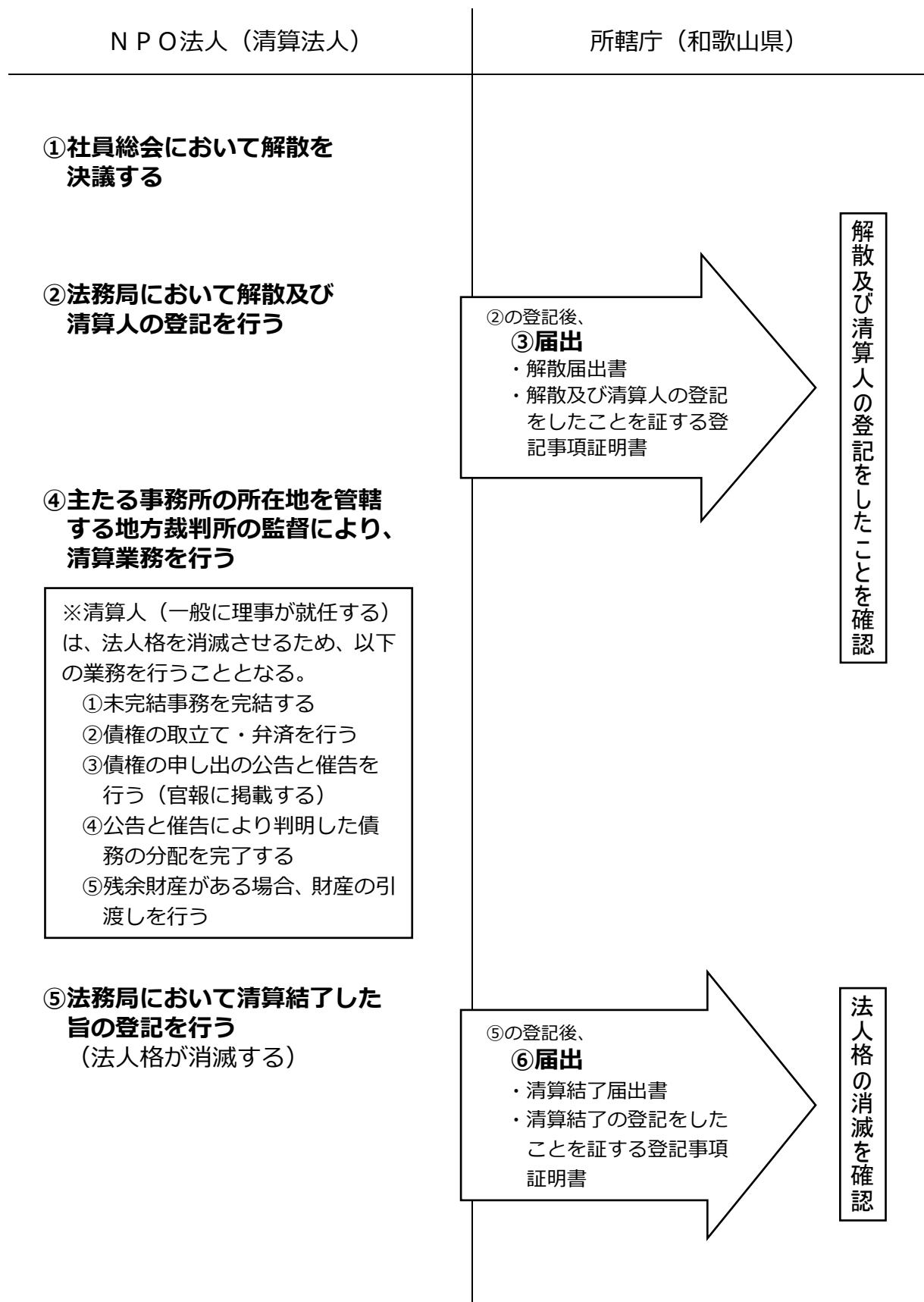


N P O法人解散の手引き

○ N P O法人解散の流れ



社員総会の決議により解散する場合の手続

I. 社員総会の開催

- ①法人の解散について意思決定を議決する。（総社員の**4分の3以上**の賛成が必要。ただし、定款で別に定めがあればそれに従う。）
- ②残余財産の処分方法について、定款に基づき決定する。
 - ◇残余財産を社員（会員）で**分配することはできない**。
 - ◇**残余財産の帰属先**は、法第11条3項で以下のとおり定められている。
 - ・他の特定非営利活動法人 ・国又は地方公共団体 ・公益社団法人
 - ・公益財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人
 - ・更生保護法人
- ③**清算人の選任**をする。（原則として理事が清算人に就任する。解散時の総会でその他の者を選任することができる。）
- ④社員総会の**議事録を作成**する。（様式例はP.3を参照）

II. 解散の登記

- ①清算人は、法務局に法人の解散と清算人を登記する。（主たる事務所の所在地での登記は**2週間以内**、従たる事務所の所在地での登記は3週間以内）
- ②解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となる。

III. 解散届出書の提出

- ①清算人は、所轄庁（和歌山県）に「**解散届出書（別記第12号様式）**」を提出する。解散及び清算人の登記をしたことを証する**登記事項証明書**を添付する。

IV. 解散公告

- ①清算人は**就任の日から2か月以内に、官報に公告を掲載**して、債権者に対し一定期間内に債権の申し出をすべき旨の催告をする必要がある。なお、その「一定期間」は、2か月を下回ることはできない。
- ②公告文作成例はP.4を参照。

V. 清算の結了

- ①清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書（別記第14号様式）」を所轄庁（和歌山県）に提出する。
- ②清算人は、債権者に債務の支払い等の分配を行い、残余財産を解散総会で定めた帰属先に引き渡す。
- ③清算人は、**清算が結了した時点で法務局で登記**する。（法人格の消滅）
- ④清算人は、所轄庁（和歌山県）に「**清算結了届（別記第15号様式）**」を提出する。清算結了の登記をしたことを証する**登記事項証明書**を添付する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇総会議事録

- 1 日 時 令和××年××月××日 午後〇時～午後〇時
- 2 場 所 〇〇市××〇丁目〇番地 〇〇〇〇会議室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 議長の選出
- 5 審議事項
 - (1) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について
 - (2) 第2号議案 残余財産の処分について
 - (3) 第3号議案 清算人の選任について
- 6 議事の経過概要及び議決の結果
 - (1) 司会者より本日の総会が、有効に成立した旨を告げ、議長に〇〇〇〇氏を指名、満場一致で承認され、議事に入った。
 - (2) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について
議長より、当法人解散について説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
 - (3) 第2号議案 残余財産の処分について
議長より残余財産××××円に関して、△△△△に譲渡することについて説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
 - (4) 第3号議案 清算人の選任について
議長より清算人として次の者を選任にしたいとの提案があり、審議の結果、全員異議なく承認された。なお、被選任者はその就任を承諾した。
清算人〇〇〇〇
- 7 議事録署名人の選任に関する事項
議長より、議事録署名人として、××××氏、◎◎◎◎氏を選任したいとの提案があり、全員異議なく承認された。
以上、この議事録が正確であることを証します。
××年××月××日

議 長 〇〇 〇〇 印
議事録署名人 ×× ×× 印
同 ◎◎ ◎◎ 印

公告文作成例

当法人は平成××年××月××日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成○○年○○月○○日

住所 和歌山県○○市○○町○丁目○番○号○○マンション○○号

法人名 特定非営利活動法人 ○○○○

代表) 清算人氏名 ○○○○

官報への掲載料金や方法については官報販売所で確認ください。
和歌山官報販売所 (株)宮井新聞舗宮井本店 2F Tel : 073-422-7131